

## 役員報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人三重県人権教育研究協議会（以下「この法人」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員が会議等に出席した時は、報酬として日額3,500円を支払う。ただし、公務員については、これを支給しない。

- 2 常勤の役員には別に報酬を支給することができる。
- 3 常勤の役員報酬額は、公益社団法人三重県人権教育研究協議会職員就業規則による。

### (費用弁償の額)

第3条 役員が会議等に出席し、又は業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費に相当する費用弁償額は、公益社団法人三重県人権教育研究協議会旅費規程による。

### (会長への権限委任)

第4条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長にその権限を委任する。

### 附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。